

**別添資料**



国保制度改革に伴う主な変更内容

	現 行	改革後(予定含む)
県	<p>○市町村への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫負担金等の取りまとめ</li> <li>・事務の確認</li> <li>・事業月報・年報の取りまとめ</li> <li>・レセプト点検への助言</li> </ul>	<p>同左</p> <p>【新たな役割等】</p> <p>○市町村と共同して国保財政を運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保特別会計の設置</li> <li>・納付金等算定システムの導入</li> <li>・納付金の決定徴収、標準保険料率の提示</li> <li>・保険給付費の国保連合会への直接支払(予定)</li> <li>・後期高齢者支援金等の支払基金への支払</li> <li>・前期高齢者交付金等の支払基金からの収入</li> <li>・財政安定化基金の設置、管理・運営</li> <li>・国庫負担金等の算定・申請(未定)</li> </ul> <p>○保険者努力支援制度への取組</p> <p>○市町村が行った保険給付の点検等</p> <p>○市町村の委託を受けての不正請求等への取組</p> <p>○都道府県国保運営方針の策定</p> <p>○都道府県国保運営協議会の設置・運営</p> <p>○市町村が担う事務の標準化、効率化等の推進</p> <p>○国保連合会への加入</p>
市町村	<p>○保健事業の実施</p> <p>○被保険者の資格管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証の作成、発行</li> <li>・資格取得・喪失、適用除外 等</li> </ul> <p>○事業月報・年報の作成</p> <p>○市町村国保財政の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の決定、賦課・徴収</li> <li>・財政調整基金の管理・運営</li> <li>・一般会計からの繰入</li> <li>・国庫負担金等の算定・申請</li> </ul> <p>○後期高齢者支援金等の支払基金への支払</p> <p>○前期高齢者交付金等の支払基金からの収入</p> <p>○保険給付費の審査及び国保連合会への支払・現金給付分の被保険者への支払</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>⇒県の役割へ</p> <p>○保険給付費の審査及び国保連合会への支払・現金給付分の被保険者への支払</p> <p>※国保連合会への支払は県が行う仕組みが予定されている。</p> <p>【新たな役割等】</p> <p>○都道府県と共同して国保財政を運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付金算定のためのデータ作成</li> <li>・納付金の納付</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準保険料率を参考にした保険料の決定</li> <li>・財政安定化基金の活用</li> <li>○<u>被保険者の資格管理</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会に設置予定の国保情報集約システム等と連携した資格管理</li> </ul> </li> <li>○<u>市町村事務処理標準システムの導入（任意）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムには資格管理・保険料賦課・給付・保険料収納・共通業務の機能が実装される。</li> </ul> </li> <li>○<u>保険者努力支援制度への取組</u></li> <li>○<u>事務の標準化、効率化等の取組</u></li> </ul>
住民 (被保険者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県内市町村へ住所異動した場合、その都度資格取得・喪失届けの手続きが必要。</li> <li>○高額療養費は、住所移動した場合にリセットされ、転入地から新たにカウントされる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県内市町村へ住所異動した場合、資格の喪失・取得届の手続きが不要。 ※ただし、代わりに終了届・適用開始の提出が必要となり、その際に被保険証の返却・交付の手続きが行われる予定。</li> <li>○高額療養費の多数回該当の対象となる該当回数転入地へ引き継がれる。</li> </ul>

【納付金及び標準保険料率の算定概要】

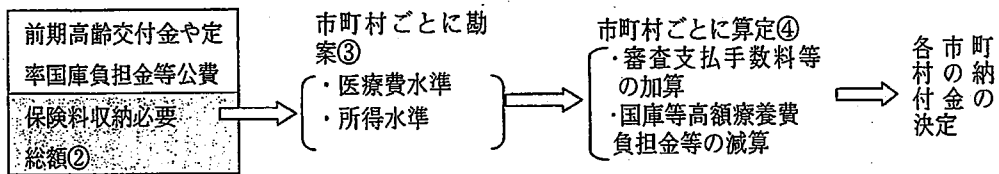
○納付金の算定

・原則、納付金の額は、県全体の保険給付費の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して市町村へ配分する。

- ① 県全体の保険給付費を推計（過去3年間の平均など）
- ② ①から国庫負担金等の公費を除き、県全体の保険料収納必要総額を算出
- ③ ②の保険料収納必要総額に各市町村の医療費水準や所得水準を勘案して納付金基礎額を算出
- ④ ③の納付金基礎額に各市町村の審査支払手数料等を加算するとともに、高額医療費負担金等を減算して各市町村の納付金を決定

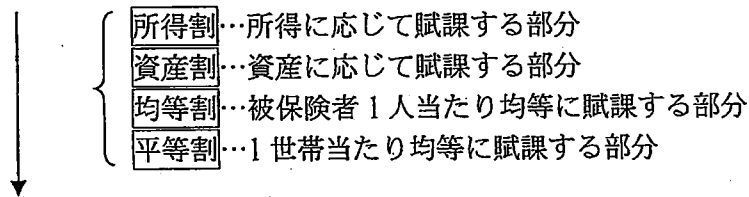
〈上記算定のイメージ〉

- ① 保険給付費総額（過去3年の平均等）



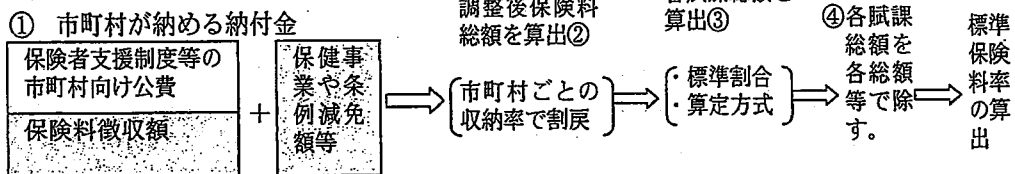
○標準保険料率の算定

・県は、各市町村が納付金を納めるために必要な標準保険料率を示すが、その際に、県の標準的な算定方式（以下の4方式又は3方式など）と標準的な収納率をあらかじめ決定しておく。



- ① 各市町村の納付金から保険者支援制度等の公費を除くとともに、市町村独自の保健事業や条例減免額等を加算し、各市町村の標準保険料率算定に必要な保険料総額を算出
- ② ①を各市町村の標準的な収納率で割り戻して調整後の保険料総額を算出
- ③ ②の調整後の保険料総額を標準割合や算定方式等に基づき、所得割賦課総額、資産割賦課総額、均等割賦課総額、平等割賦課総額を算出
- ④ ③の各賦課総額を総所得、総固定資産税額、被保険者総数、総世帯数で除して各市町村の標準保険料率を算定（参考として提示）

〈上記算定のイメージ〉



（出典：納付金及び標準保険料率の算定方法（ガイドライン））

1 現行の各市町村が保険料(税)で集める金額のイメージ

各市町村	(保険給付費)・ 等(保健事業)	国庫支出金(国 調整交付金・療 養給付費等)	前期高齢者 交付金	都道府県支 出金(県調整 交付金等)	保険料(税) で集めるべ き金額	一般会計等 からの繰入	保険料(税) で集める金 額
A市	1000	300	100	30	570	200	370
B市	500	100	50	20	330	50	280
C市	2000	500	20	50	1430	400	1030
	3500	900	170	100	2330	650	1680

2 都道府県化後(納付金制度)の各市町村が保険料(税)で集める金額のイメージ

県全体(保険給付費) ※保健事業500條 く	国庫支出金(国 普通調整交付 金・療養給付費 等)	前期高齢者 交付金	(新) 国特別調整 交付金(都道 府県向け)	都道府県支出 金(県調整交 付金等)	県全体の納付 金総額	納付金額(市 町村の医療 費・所得水準 を反映)①
A市	900	170	100	100	1730	600
B市	900	170	100	100	1730	250
C市	900	170	100	100	1730	880

納付金の算定

県全体の納付 金総額	納付金額(市 町村の医療 費・所得水準 を反映)①	(都庁) 国特別調整 交付金(市町 村向け)②	(新) 保険者努力 支援制度配 分額③	+	健康事業 等④	保険料(税) で集めるべき 金額 ①-②-③+④
1730	600	50	10	+	150	690
	250	10	5	+	50	285
	880	80	30	+	300	1070
		140	45		500	2045

標準保険料率の算定

【現時点で平成30年度からの納付金制度に向けた正確な試算が不可の要素】

- ① 平成30年度から公費補充される保険者努力支援制度の配分が未定 (※ 県分の取扱いについても未定)
- ② 平成30年度から公費補充される都道府県向け国特別調整交付金の額が未定
- ③ 前期高齢者交付金や普通調整交付金などについて、現行制度を前提に市町村ごとに推計している。(新制度以降後の影響が不明)  
⇒新制度では県全体で均されることになる。

## 鳥取県国民健康保険運営協議会の概要

## 1 概要

- 平成 30 年度からの国保制度改革において、今後の国民健康保険事業の運営に関する事項を協議するために、各都道府県に協議会の設置が義務付けられた。
- 本県においては、平成 30 年 4 月施行に向けて、市町村の準備のためにも早急に国保運営方針を決定する必要があることから、平成 29 年 3 月に運営協議会を設置し、所要の審議を行うこととする。

## (参考条文)

○改正国保法第 11 条第 1 項 (国民健康保険事業の運営に関する協議会) ※H30 年 4 月施行

国民健康保険事業の運営に関する事項 (この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第 75 条の 7 第 1 項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第 82 条の 2 第 1 項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。) を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

○国保法等一部改正法附則第 9 条 ※H27 年 5 月施行

附則第五条から前条までに規定するもののほか、平成三十年改正後国保法の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

## 2 主な内容

## (1) 開催回数

年 2 回程度

(平成 28 年度は、平成 29 年 3 月 30 日に開催予定)

## (2) 委員数：11 名

## 【委員構成 (案)】

区分	人数	想定する推薦団体等
被保険者代表	3 名	各市町村運営協議会委員等 (3 名)
保険医又は保険薬剤師代表	3 名	医師会 (1 名)、歯科医師会 (1 名)、 薬剤師会 (1 名)
公益代表	3 名	大学教授 (1 名)、税理士会 (1 名)、 鳥取市社会福祉協議会 (1 名)
被用者保険代表	2 名	協会けんぽ (1 名)、健康保険組合連合会 (1 名)

※ 現在、推薦について依頼中。

## (3) 審議内容

- 国保事業費納付金の徴収
- 国保運営方針の作成
- その他の国保運営に関する重要事項

## (4) 任期

平成 29 年 3 月中旬から平成 30 年 2 月末 (1 年未満)

平成 30 年 4 月以降は 3 年 (H30 からは設置根拠が異なるため、新規設置扱い)

## (5) 報酬

1 回当たり 9,000 円 (H29 年度 9,100 円) 旅費：実費

### 3 国保運営方針の作成スケジュール（予定）

- ・平成 28 年 5 月 市町村との連携会議等で記載事項等に関して検討  
～平成 29 年 3 月 国保運営協議会の設立
  
- ・平成 29 年 3 月 連携会議で運営方針案を作成・運営協議会設置  
第 1 回国保運営協議会開催  
⇒ 国保制度の概要や国保制度改革の内容、今までの議論の内容説明
  
- ・平成 29 年 5 月 第 2 回国保運営協議会開催  
⇒ 方針案について協議  
全市町村から意見聴取・パブリックコメント実施・常任委員会へ報告
  
- 6 月 連携会議により最終案の確定
  
- 7 月 第 3 回運営協議会開催  
⇒ 運営方針の決定
  
- 8 月 運営方針の公表



平成28年11月22日  
医療指導課

平成27年度から県内市町村の担当課長との協議の場（連携会議）で、国の検討状況などの情報を共有してきており、本年度から本格的に、財政運営の核となる国保事業費納付金の算定方法や市町村国保事務の共同化、国保運営方針案の策定等について検討を行っているが、本県としては、以下の方針のとおり進めたいと考えており、改めて市町村長の意見を伺うものである。

- 納付金の算定に当たっては、国が原則として示すとおり医療費水準を反映させた市町村ごとの納付金を決定することとするが、今後、市町村の具体の意見を伺いながら、保険料率の統一化を含めて、総合的に検討していくこととする。
- また、県が示す標準保険料率の算定方式は、連携会議等の意見を踏まえ、3方式（所得割、均等割、平等割）でシミュレーションを行うこととし、今後、市町村が3方式に向けた検討を行うための参考としていただく。
- 市町村国保事務の標準化や共同化及び国保運営方針の策定に当たっては、県において、協議のたたき台となる方針案を作成し、これを基に連携会議等で検討を行い、決定していくこととする。

# 1 国保の財政運営について

## (1) 国保制度改革の沿革

- ① 今般の国保制度改革において、平成 30 年度に向けて都道府県も新たに保険者となり、市町村と一緒に国保の財政運営を担う役割が付加された。
- ② 国保運営については、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いこと、また所得水準が低く、収納率の低い傾向にあることから一般会計等から繰入せざるを得ないなど、市町村の財政基盤の脆弱性が構造的な課題として指摘されていたところであり、これを緩和するために国は 3,400 億円の財政支援の拡充を実施されることとなった。
- ③ 国保制度改革への財政支援の拡充は、国と地方の協議の場である国保基盤強化協議会での合意事項であり、消費税の増税が延期された場合であっても、確実に実行されるよう国へ要望しているところであり、平成 29 年度予算編成過程で措置されるよう注視することとする。
- ④ また、全国知事会としては、今後の高齢化の進展に伴う医療費の増嵩への対応としては不十分であると考えており、改めて、国の責任において、持続可能な制度の確立を図るとともに、医療保険制度の全国レベルでの一元化を見据えることが必要と主張している。

## (2) 県としての財政運営における役割

- ① 県としては、新たな国保財政の運営という役割の中で、市町村に対する納付金を算定する必要があるが、保険者として責任ある取組を推進するために、これまでどおり医療費適正化への取組（保健事業や後発医薬品の推進等）が、保険料に反映されるなど、各市町村のインセンティブが働く仕組みが必要と考える。
- ② このため、県は、市町村に標準保険料率を示すことが法的に義務付けられるが、市町村ごとの納付金に算定に当たっては、各市町村の医療費水準等を考慮して算定し、市町村はこの納付金を基に、保険料率を決定することとする。
- ③ ただし、県内保険料率統一化についての一部市町村からの要望等を踏まえ、平成 30 年度からの統一は現実問題として困難であるが、今後、市町村との連携会議などで具体的な意見を伺いながら、総合的に検討していきたい。
- ④ また、現在、県内市町村の保険料賦課方式は 4 方式（所得割、資産割、均等割、平等割）で統一されているが、連携会議等において、資産割廃止による 3 方式への見直しが議論されたことを踏まえて、今後、連携会議等で、3 方式の可能性について検討していく。
- ⑤ 一方で、国保の安定的な運営を確保するためには、国が責任を持って国保財政の財源を措置することが必要との認識のもと、県として、従前より国へ要望している小児医療などの地方単独事業に関する「いわゆる国保のペナルティ」について引き続き廃止を訴えるとともに、国に対しては、全国知事会とともに、改めて今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立について働きかけていきたい。
- ⑥ なお、平成 30 年度の国保制度改革により県も保険者として市町村とともに、国保事業の運営を担うことになった際にも、国がペナルティ措置を廃止しない場合、国庫負担分の減額に伴う県全体の国保財政の負担への対応は、今後市町村と協議していきたい。

# 平成29年度 納付金等算定に係るスケジュール(案)

H29.4.19

実施項目	平成29年					平成30年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(国)納付金等算定システム の追加機能改善等				(夏前) 納付金等の算定に向け た公費の考え方を提示	(9/7) ガイドラインの 見直し等に対応したシ ステムの機能改善						(1/24) 納付金の収 納管理機能等をシ ステムに追加予定	
市町村基礎ファイルの作成 (国保連合会へのデータ集約 業務委託含む)	(4月下旬～)(県) 国保連へ市町村基 礎ファイルの現仕 様・作業フロー等を 提示	(5月～) (県・国保 連)契約準備・資料作 成・調整	(7月初 旬)(県・ 国保連) データ集 約業務 契約	(7月中旬～) (県)データ入力説明会・ヒアリング (市町村) 10月推計のデータ作成 (国保連) 10月推計のデータ集約	(10月中旬～) (県)データヒアリング (市町村) 10月推計のデータ作成 (国保連) 10月推計のデータ集約							
試算の実施	(4月中旬 ～) (県)引き続 き現試算結 果の分析	(5月中旬～) (県)現市町村基礎データ に県内統一の標準限度 額を加えた4方式で試 算を実施		(8月～) 国主導による試算の 実施(予定) ・モデル世帯を設定								
仮係数での算定							(国)(10月中旬) 29年度仮係数を提示 ⇒仮係数による推計を実施					
本係数での算定								(国)(12月末) 29年度本係数を提示 ⇒確定係数による算定 ※納付金・標準保険料率を確定				
納付金等の市町村への提示											(1月中旬～) 納付金及び標準保険料 率の通知	

※国のスケジュールに合わせたもの。

## 2 市町村事務の共同化・効率化及び国保運営方針策定に係る方針

### (1) 方針案

- ① 市町村が担う事務の種類や性質によっては、当該市町村が単独で行うのではなく、より標準化、共同化して実施することにより、効率化が可能という前提の下、市町村から具体的な検討要望項目を聴取し、連携会議等で検討を始めたところである。
- ② 現実には、平成 30 年度に向けての時間の制約や労力を考慮すると、優先順位及び実現可能性を踏まえた上での検討が必要となるため、県が一定の方針案を示した上で、連携会議等で意見を聴取し、集約していくことを考えている。
- ③ また、国保運営方針の策定に当たっても、県がある程度の骨子案を作成した上で、意見集約することとしたい。

#### (広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組)

都道府県は、市町村の意向・要望を聴取した上で、市町村が担う事務の共通化、収納対策や医療費適正化対策の共同実施、職員に対する研修会の実施等、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化に資する取組を定めること。

(参考) 国保運営方針への記載について(ガイドライン) ※市町村事務の広域化等に関する記載は任意事項

### (2) 取組スケジュール(案)

時 期	内 容
H28. 9 月	・ 県で優先的取組等の方向性の案を作成
H28. 10 月	・ 連携会議で検討して整理 〈整理の例示〉 〔 ①平成 30 年度から実施する項目 ②平成 30 年度からは困難であるが今後検討する項目 ③現段階では検討しない項目 〕
H28. 11 月以降	上記①の項目(優先度の高い項目)について ・ 市町村の取組の差異を把握する実態調査の実施 ↓ ・ 部会において統一する方向性の模索・検討(連携会議に報告) ※平成 29 年 6 月頃までに方針案を確定 (以降、市町村内での予算・議会等の確認)
H29. 7 月以降	上記②の項目(優先度が次順位の項目)について ・ ①の項目整理・対応が収束する頃に、上記①と同様に実態調査を実施 ↓ ・ 部会において調査結果を踏まえて、標準化の有無、実施の時期等について検討

### 事務標準化の検討項目

NO	項目	検討事項	役割分担	備考
1	被保険者証作成	○一括更新時期、更新頻度の統一	県	
		○随時発行の対応方法		
2	資格管理事務	○事務の統一化・マニュアル化（異動情報の運用の統一含む） ○高額療養費における世帯の継続性の判定基準	国保連合会	
3	保険給付の支払事務	①高額療養費に係る各現金給付の給付判断等の統一	県	
		②高額介護合算に係る各現金給付の給付判断等の統一	県	
		③保険料の減免の取扱基準の統一	県	
		④一部負担金減免の取扱基準の統一	県	
		⑤保険給付の差止に係る取扱基準の統一	県	
		⑥高齢世帯の支給申請の簡略化	県	
		⑦地単ペナルティー分の県対応	県	
		⑧運用日程、各種様式の整理	国保連合会	
4	保険給付に係る県から国保連合会への直接支払い	○事務手続、運用日程の検討 ○交付金請求、支払事務の整理	県	
5	地単公費の償還払いの取扱い	○計算方法の統一	県	
6	療養費	①現金給付の給付額及び給付判断の統一	県	
		②運用日程、各種様式の整理	国保連合会	
7	その他支給業務に係る支給基準の統一	○給付基準及び審査基準の統一（葬祭費、出産育児一時金等） ○各現金給付の給付額及び給付判断の統一	県	
8	その他支給業務に係る支給申請書類の統一	○各種様式の整理	県	
9	医療費通知の統一	○実施回数、通知受診期間、様式等の統一	県	
		○初期経費、運用経費によるコスト分析		
10	短期証・資格確認書・限度額認定証の取扱い	①短期証（更新基準、様式の統一）	県	
		②資格確認書（更新基準、様式の統一）	県	
		③限度額適用認定証（更新基準、様式の統一）	県	
11	月報関係	○報告内容の統一、システム開発	国保連合会	